

高知県・大学等連携協議会負担金交付要綱 新旧対照表

新	旧
<p>(第1条省略)</p> <p>(負担目的及び負担対象事業)</p> <p>第2条 県は、産学官民連携による産業振興や地域の課題解決等に向けた取組を推進するため、高知県・大学等連携協議会（以下「負担事業者」という。）が行う次に掲げる事業に要する経費に対して予算の範囲内で負担金を交付する。</p> <p>(1) 産学官民連携のための相談窓口及び産学官民連携による事業化に向けた取組への支援に関する事業</p> <p>(2) 産学官民の交流機会の創出に関する事業</p> <p>(3) 産業振興等に資する人材育成に関する事業</p> <p>(4) 前<u>3</u>号に掲げるもののほか、負担事業者の目的を達成するため必要があると<u>知事</u>が認める取組に関すること</p> <p>(第3条から第4条省略)</p> <p>第5条 <u>知事</u>は、前条の補助金等交付申請書を受理したときは、当該申請に係る書類を審査し、負担金を交付することが適当であると認めた場合は、負担金の交付額を決定し、別記第2号様式により当該負担事業者へ通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。</p> <p>(負担の条件)</p>	<p>(第1条省略)</p> <p>(負担目的及び負担対象事業)</p> <p>第2条 県は、産学官民連携による産業振興や地域の課題解決等に向けた取組を推進するため、高知県・大学等連携協議会（以下「負担事業者」という。）が行う次に掲げる事業に要する経費に対して予算の範囲内で負担金を交付する。</p> <p>(1) 産学官民連携のための相談窓口及び産学官民連携による事業化に向けた取組への支援に関する事業</p> <p>(2) 産学官民の交流機会の創出に関する事業</p> <p>(3) 産業振興等に資する人材育成に関する事業</p> <p>(4) 前<u>各</u>号に掲げるもののほか、負担事業者の目的を達成するため必要があると<u>産学官民連携センター長（以下「センター長」という。）</u>が認める取組に関すること</p> <p>(第3条から第4条省略)</p> <p>第5条 <u>センター長</u>は、前条の補助金等交付申請書を受理したときは、当該申請に係る書類を審査し、負担金を交付することが適当であると認めた場合は、負担金の交付額を決定し、別記第2号様式により当該負担事業者へ通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。</p>

第6条 負担金の交付の目的を達成するため、負担事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 負担事業の内容又は経費の配分（負担対象事業の経費の区分間の配分の20パーセント以内の軽微な変更を除く。）を変更する場合は、事前に別記第3号様式により知事の承認を受けなければならないこと。
- (2) 負担事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (3) 負担事業を中止し、又は廃止する場合は、別記第3号様式により知事の承認を受けなければならないこと。
- (4) 負担事業が予定の期間に完了しない場合又は負担事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (5) 負担金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を負担事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (6) 負担事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、負担金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (7) 負担事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、負担金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (8) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことによ

（負担の条件）

第6条 負担金の交付の目的を達成するため、負担事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 負担事業の内容又は経費の配分（負担対象事業の経費の区分間の配分の20パーセント以内の軽微な変更を除く。）を変更する場合は、事前に別記第3号様式によりセンター長の承認を受けなければならないこと。
- (2) 負担事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (3) 負担事業を中止し、又は廃止する場合は、別記第3号様式によりセンター長の承認を受けなければならないこと。
- (4) 負担事業が予定の期間に完了しない場合又は負担事業の遂行が困難となった場合は、速やかにセンター長に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (5) 負担金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を負担事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (6) 負担事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、負担金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (7) 負担事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、負担金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前にセンター長の承認を受けなければならないこ

り収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。

(9) 負担事業の実施に当たっては、別表に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(概算払の請求)

第7条 負担事業者は、負担金の概算払の請求をしようとするときは、別記第4号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第5号様式によるものとし、負担事業者は、負担事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

(遂行状況の報告等)

第9条 知事は、必要があると認める場合は、負担事業者に対し、負担事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(負担金の交付の決定の取消し)

第10条 知事は、負担事業者が次の各号のいずれかに該当すると認

と。

(8) 前号の規定によりセンター長の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。

(9) 負担事業の実施に当たっては、別表に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(概算払の請求)

第7条 負担事業者は、負担金の概算払の請求をしようとするときは、別記第4号様式による請求書をセンター長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第5号様式によるものとし、負担事業者は、負担事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月15日のいずれか早い日までにセンター長に提出しなければならない。

(遂行状況の報告等)

第9条 センター長は、必要があると認める場合は、負担事業者に対し、負担事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(負担金の交付の決定の取消し)

めたときは、額の確定の有無にかかわらず、負担金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に負担金が交付されているときは、返還を命ずるものとする。

- (1) 負担金を他の用途に使用し、又は負担金の交付の内容、条件その他法令若しくはこれに基づく処分に違反したとき。
- (2) 負担事業者が別表に掲げるいずれかに該当すると認めたととき。

(第11条から第12条省略)

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月8日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第4条の規定による交付申請その他必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

第10条 センター長は、負担事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたとときは、額の確定の有無にかかわらず、負担金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に負担金が交付されているときは、返還を命ずるものとする。

- (1) 負担金を他の用途に使用し、又は負担金の交付の内容、条件その他法令若しくはこれに基づく処分に違反したとき。
- (2) 負担事業者が別表に掲げるいずれかに該当すると認めたととき。

(第11条から第12条省略)

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月8日から施行する。